

平成26年度新分野JAS規格化委託事業

事業結果報告書(規格原案の検討)

2015年3月18日

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

はじめに

- 弊社は、貴省と弊社との間で締結された2014年7月7日付けの業務委託契約書に基づき、貴省と事前に合意した手続きを実施しました。本報告書は、上記手続きに従って、貴省の参考資料として作成されたもので、弊社が製作を請け負ったものではありません。内容の採否や使用方法については、貴省自らの責任で判断を行うものとしす
- 本報告書における分析手法は、多様なものがありうる中でのひとつを採用したに過ぎず、その達成可能性に関して、弊社がいかなる保証を与えるものではありません
- 本報告書が本来の目的以外に利用されたり、第三者がこれに依拠したとしても弊社はその責任を負いません

目次

本事業の背景と目的	3
<hr/>	
JAS規格化の方向性	7
<hr/>	
JAS規格案のまとめ	14
<hr/>	
JAS規格案に対する事業者の取得意向	22
<hr/>	
参考資料 1 – 委員会における検討	29
<hr/>	
参考資料 2 – JAS規格案の検討経緯	37
<hr/>	
参考資料 3 – ハラール食品 / 認証規格の基礎情報	47

本事業の背景と目的

本事業の背景と目的(概要)

背景

これまでの最終製品の品位や成分に着目したJAS規格のみでは、社会の情勢の変化や消費者のニーズに十分に対応することは難しい状況

- JAS規格は、国が農林物資の品質について望ましい基準を定めたもので、事業者が当該基準の達成に主体的に取り組むことによって、農林物資の品質の改善等を図る政策手法として重要
- JAS規格の制定に当たっては、消費者等のニーズを的確に把握し、社会的な要請に応えることが重要であるが、これまでの規格のみでは十分な対応が困難

目的

新分野JAS規格*を戦略的、計画的に制定するための調査・検討

- 利用者特定食品のうち、国内ムスリムが食品を安心して選択するための規格原案の検討
本委員会の対象
- 生鮮農作物等の規格化に必要なニーズ把握調査

本事業は、新分野JAS規格を戦略的、計画的に制定するための調査・検討を行うことを目的として実施；
新分野JAS規格の1つとして、国内ムスリムが食品を安心して選択するための規格原案を検討

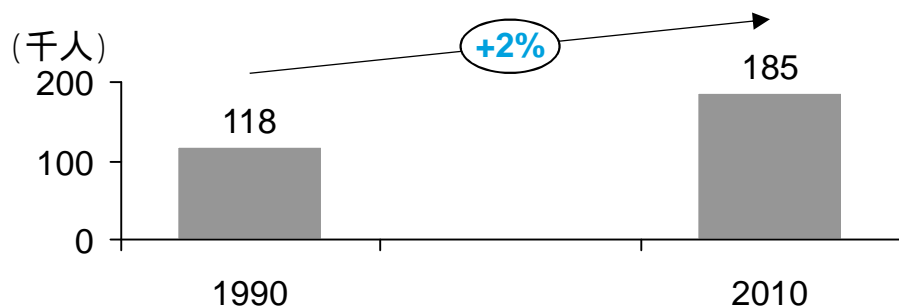
*品目横断的な規格であって、特定の利用者を対象とした食品(利用者特定食品)の規格、複数の事業者が連携して取り組む規格など、新機軸の規格

本事業の背景と目的(詳細)(1/2)- 国内ムスリム人口の増加/ 食品への不安

社会情勢の変化: 国内ムスリム人口の増加

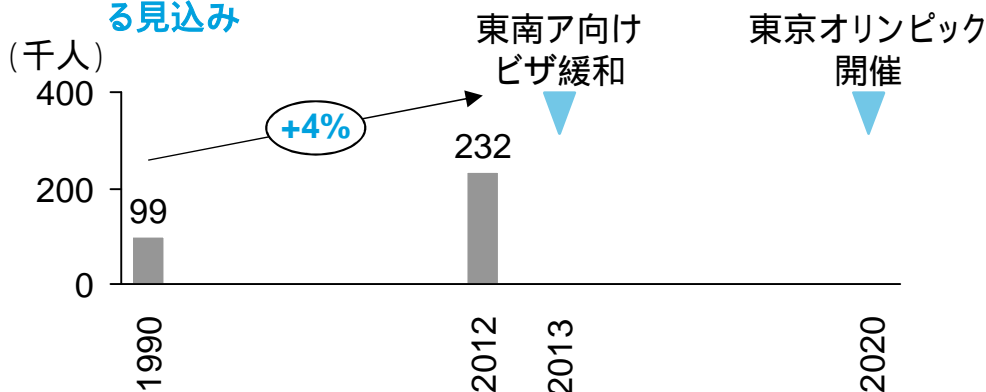
■ 在留ムスリム人口推移(1990-2010年)

- 労働者の受け入れはTPP交渉において論点として挙げられており、**今後ムスリム人口は更に大きく増加する可能性**



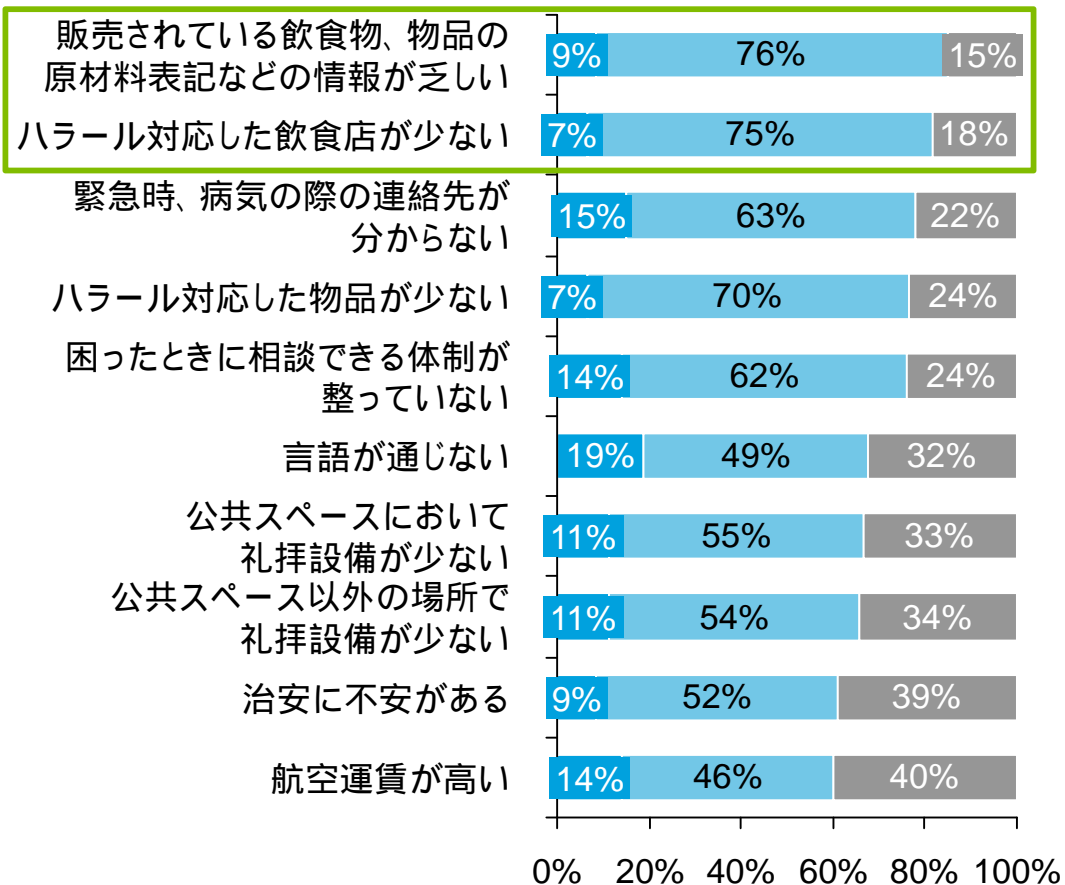
■ インドネシア・マレーシアからの訪日外客数推移(1990-2012年)

- ムスリム国家の**経済成長や観光ビザの、2020年東京オリンピックの開催が追い風**となり、**訪日ムスリムは今後も増加する見込み**



消費者ニーズ: ムスリムの訪日時の不安*

■ 行きたくない要因になる ■ 不安・不満を感じる ■ 気にならない



ビザ緩和やオリンピック開催が追い風となり、国内ムスリム人口は増加する見込み；一方日本において、飲食物の不十分なムスリム対応に不安を感じているムスリムが多い状況

出所: PEW FORUM ON RELIGION & PUBLIC LIFE、日本観光局等よりDTC作成

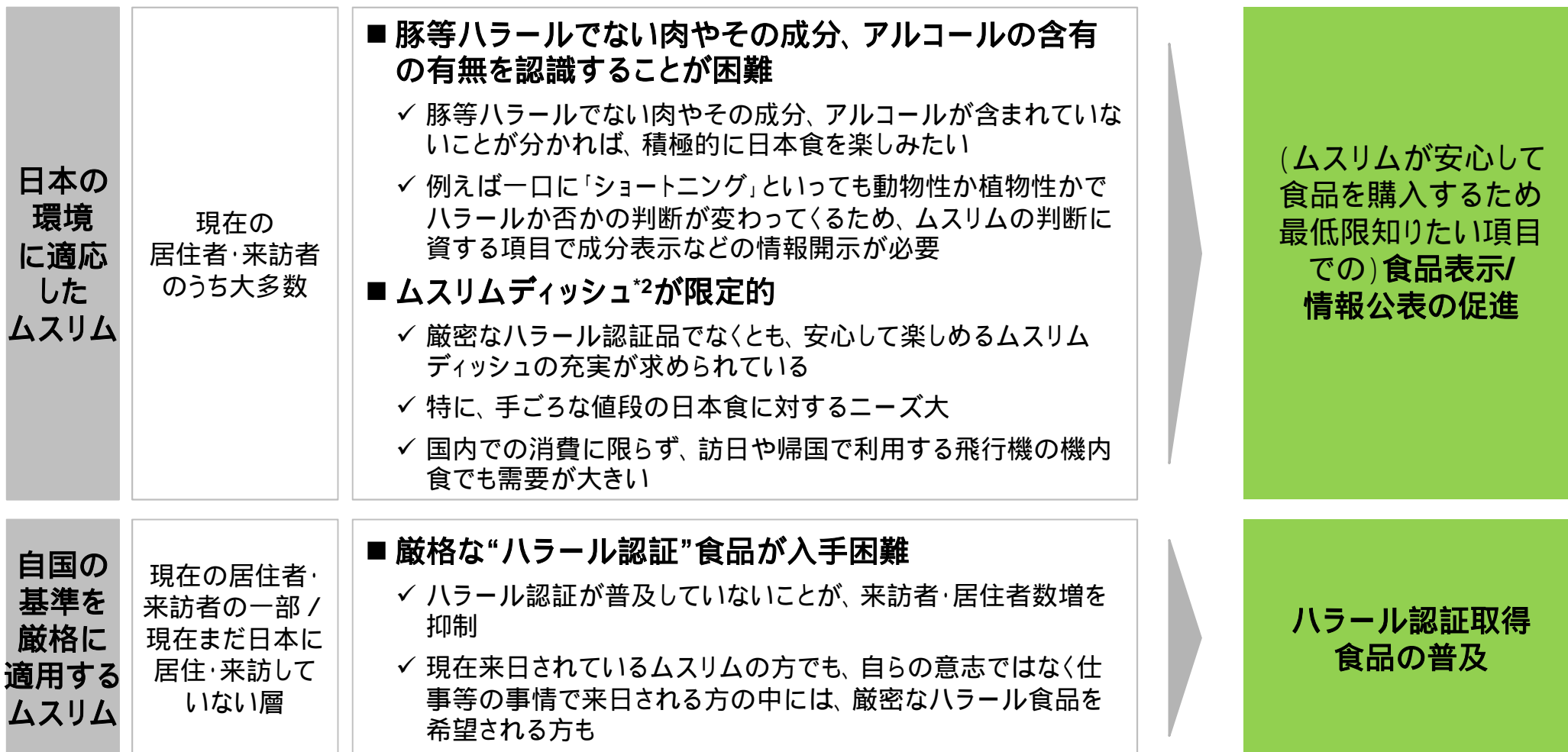
本事業の背景と目的(詳細)(2/2)- 国内ムスリムの食品に対する具体的なお困り事

(JASに関わらず)

日本が求められる対応

対象ムスリム*1

お困り事*1



国内ムスリムが食品を安心して選択するために必要な対策のうち、「JAS規格」により対処が可能なものがあれば、規格化を検討する

JAS規格化の方向性

JAS規格化を検討する上での留意点

基本的な考え方

イスラーム教の考え方や、特定の宗教を国教としない日本の立ち位置、他国でのムスリム対応から得られた教訓などを十分に考慮し、ムスリム国家 / 消費者に違和感・誤解を与えない規格とするよう慎重に検討

留意点の背景にある考え方の理解

イスラーム教の考え方

- ・ イスラーム教に関わる事項はそもそも成文化自体を避けるべきと考えられている

日本の立ち位置

- ・ 特定の宗教を国教としない日本がイスラーム教に関わる事項を扱う場合、慎重を期さないとムスリムから違和感を持たれうる

他国のムスリム対応からの教訓

- ・ 「ハラール」ではないムスリム対応が「ハラール」であるかのような誤解を与え、ムスリム消費者から信頼を失っている事例が頻発(例: タイにおける「ノーポーク」「ノーアルコール」表示)

委員の皆様からのご指摘により認識している留意点

1 宗教的な判断を要する事項については規格化の対象外とすべき

2 規格の名称・建付けに関しても、ムスリム国家 / 消費者に対し違和感・誤解を与えないように慎重に検討すべき
(例えば以下のような事態は避けるべき)

- 2-A** 特定の宗教を国教としない日本がイスラーム教を過度に重視しているように見受けられ、ムスリムからも違和感を持たれてしまう
- 2-B** 「ハラール」でないのに「ハラール」と誤解を与えてしまう

これまでの委員の皆様からのご指摘を踏まえ、仮にJAS規格化を行う場合、ムスリム国家 / 消費者に違和感・誤解を与えない規格とするよう、上記の留意点を念頭に慎重に検討していく

JAS規格化の方向性

日本が
求められる対応

仮にJAS規格化を
行う場合対応すると
考えられる規格

本事業における留意点から見たJAS規格化の検討余地

1 宗教的な判断を要する事項については規格化の対象外とすべき

2 規格の名称・建付けに関しても、ムスリム国家／消費者に対し違和感・誤解を与えないように慎重に検討すべき

(ムスリムが安心して食品を購入するため最低限知りたい項目での)
食品表示/
情報公表の促進

「情報公表JAS」

- ムスリムが食品を選択する上で懸念する項目の情報を開示し、
ムスリムが各自で食品を選ぶ判断材料とする

■ 仮に宗教的な判断を要する事項を情報公表の対象外とできれば、規格として成立する可能性



■ ムスリム国家／消費者に違和感・誤解を与えないような規格の名称・建付けを検討する余地はあり



ハラール認証取得
食品の普及

「ハラール認証JAS」

- 例えばOICの規格に準拠するなどして、日本としてハラール認証規格を定める

■ 宗教的な判断を要する事項を成文化することとなり、不適切



■ 非ムスリム国家である日本がハラール認証規格を策定すること自体が、ムスリム国家／消費者から違和感を持たれるリスクが大きい



国内ムスリムの方に資するJAS規格化を検討する場合、「ハラール認証」ではなく、宗教的な判断を要する事項を含まない「情報公表JAS」が現実的

(参考)情報公表JASの可能性(1/2)

本事業におけるヒアリングにおいて聞かれた、情報公表JAS規格に対する期待の声

情報公表JAS規格に対する期待の声

(参考)ヒアリング対象者

ムスリム 消費者

- 「食品に何が含まれているか判別できず、安心して購入できる選択肢が少ない」というお困り事が大きく、**情報公表JASに対する期待感は非常に大きい**

- ✓ 食品の情報を取得するため幾つか代替策を講じているが、いずれも情報量が少ない/情報入手に手間がかかる状況(次ページ参照)
- ✓ ハラール認証品があればより喜んでいただけるものの、ハラールに至らない情報公表JASの必要性も高く感じて頂いている状況

- インドネシア人留学生 2名
- イラン人自営業者ご夫妻 1組
- パキスタン人自営業者 1名
- 国内ハラール関連団体 3団体

事業者

- ハラール認証に比べて認定取得にかかる負荷が小さくなる前提で、**情報公表JASを取得してみたいとの声**

- ✓ 費用や手続きの負荷の面で、ハラール認証に比べて取り組みやすいことが担保されている必要あり
- ✓ 仮に認定取得の負荷が変わらない場合は、ムスリムにより安心感を与えられ、購買につながりやすいハラール認証を取得したいとの声

- 国として規格化に取り組むことで事業者の間で浸透し、結果的に国内ムスリムの食の選択肢が増えるのではとの声

- 加工食品メーカー2社
- 醸造品メーカー1社

食品を安心して購入できていない国内ムスリム消費者からの期待の声が非常に大きい;事業者についても、ハラール認証に比べて認定の負荷が小さくなるよう配慮することで、認定取得の意欲を持って頂ける模様

(参考) 情報公表JASの可能性(2/2)

国内ムスリム消費者の食品に関する情報の入手方法(例示)

情報入手方法の概要

ムスリム消費者の不満の声

メーカーへの 問合せ

- 購入したい食品に含まれる成分について、メーカーに電話等で問合せ

- 深夜対応を行っていない点が不便
- 日本語が話せないムスリムの場合、**外国語対応が充実していない**点が不満
- 例えば、動物由来成分の有無を問合せても「その商品はハラール認証を取得していません」としか回答が得られないなど、**メーカーの対応が理解不足**と感ずることが多い

Facebookによる 情報収集 ("Halal Japan")

- 国内ムスリムがハラール食品や食品成分の情報を投稿するサイト



- 店頭で欲しい商品を見かけても、Facebookでは**すぐに検索することができず不便**

スマートフォン アプリによる 情報収集 ("Halal Minds")

- 商品パッケージの二次元コードを読み取ると、「ハラール」「ハラーム」「シュブハー」を表示するアプリ



- アプリ開発者が手動で商品情報を登録しているため、**対応している製品数が限定的**であり、「情報なし」と表示されることが多い

国内ムスリム消費者は食品の情報を取得するため幾つか対策を講じているものの、
いずれも情報量が少ない/情報入手に手間がかかる状況

(参考)ハラール認証JASの難しさ(1/2)

非ムスリム国である日本政府が「ハラール認証」を行うハードル

「ハラール」に対する解釈の幅

- ムスリムの間ですら「ハラール」に対する解釈は人それぞれ

		寛容	↔	厳格
生産	食肉処理	■ 牛の屠畜場は豚関連施設と適切に隔離してあれば必ずしも5kmの隔離は必要ない	↔	■ 牛の屠畜場は豚関連施設から5km以上隔離すること
	加工	■ 発酵食品において自然に発生したアルコールは問題ない ■ 野菜の肥料に豚の糞を使用しても構わない	↔	■ 発酵食品において自然に発生したアルコールも場合によりハラームとなりうる ■ 野菜の肥料には豚の糞を使用しないのが望ましい
流通		■ 豚由来成分を含む食品との混載は望ましくないが、その他ハラーム食品については、適切に包装されていれば混載を認める	↔	■ 輸送にはハラール食品専用車両を用意することとし、ハラーム食品との混載は一切不可

国内ハラール認証
関連有識者

ムスリムの間ですら「ハラール」に対する統一の解釈がない中で、非ムスリム国である日本が独自にハラール認証規格を制定することは現実的ではない

不用意に「ハラール」を謳うリスク

- 「ハラール」を謳う表示を行っても、輸出先のムスリム国で表示が許可されない場合も



インドネシアのハラール
認証機関 LPPOM-MUI

世界最大のムスリム人口を誇るインドネシアでは、**最終製品について自国以外のハラールマークの添付を禁止**

- 「ハラール」を謳いながらムスリム国の基準が担保できていないと、逆にムスリム消費者から反感を買う場合も



マレーシアのNGO
マレーシアマレー戦線

2014年5月、ハラール認証を取得していた英国の菓子飲料メーカー大手キャドバリー・マレーシア社のチョコレートから豚DNA*1が検出されたことを受け、**総額32億円の損害賠償を請求するようムスリム消費者に呼びかけ**

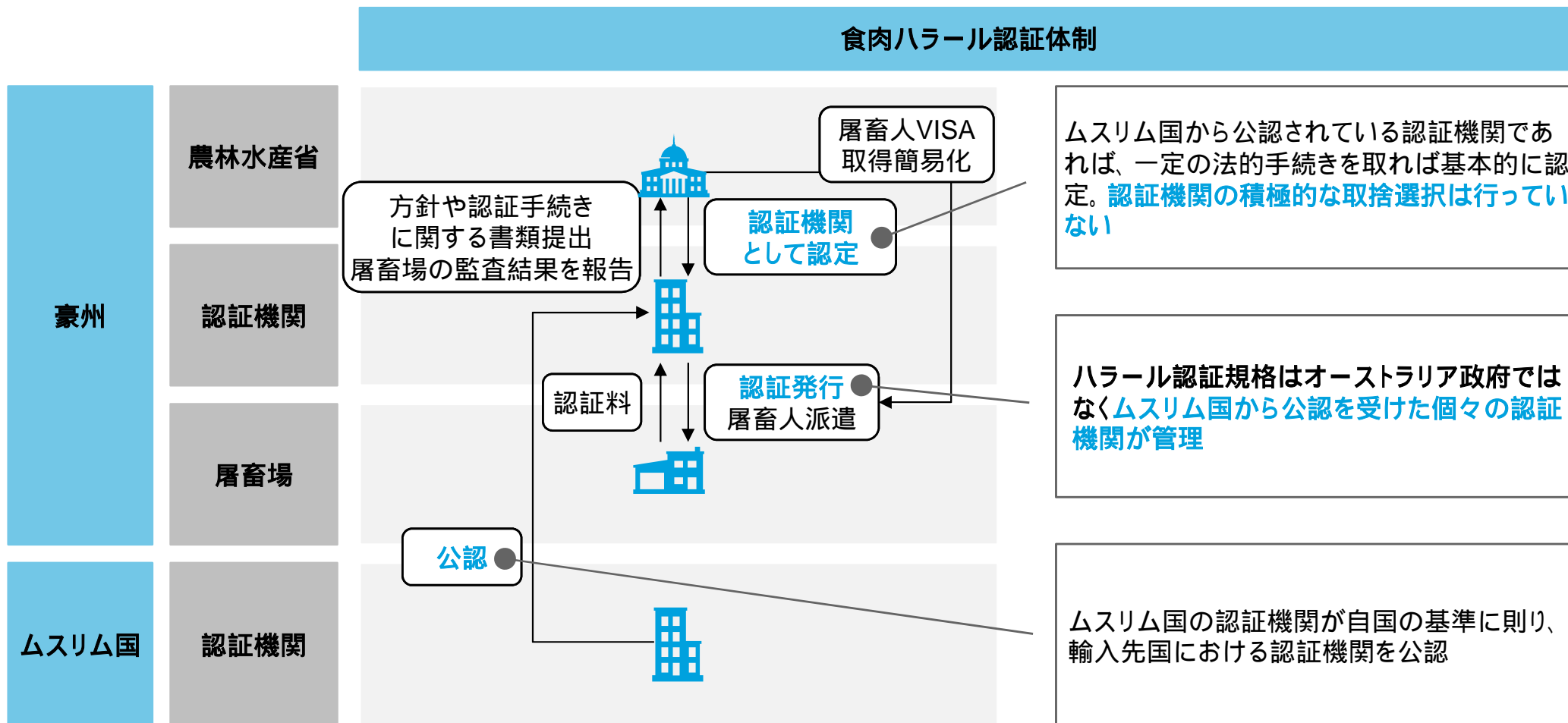
*1: 豚はハラーム(イスラーム教における禁忌)とされている

非ムスリム国である日本が独自にハラール認証規格を制定したとしても、ムスリムからは受け入れられないリスクも；ムスリムへの配慮を十分に行った規格化が必要

(参考)ハラール認証JASの難しさ(2/2)

豪州でもハラール認証規格は政府でなくムスリム国公認の認証機関が制定

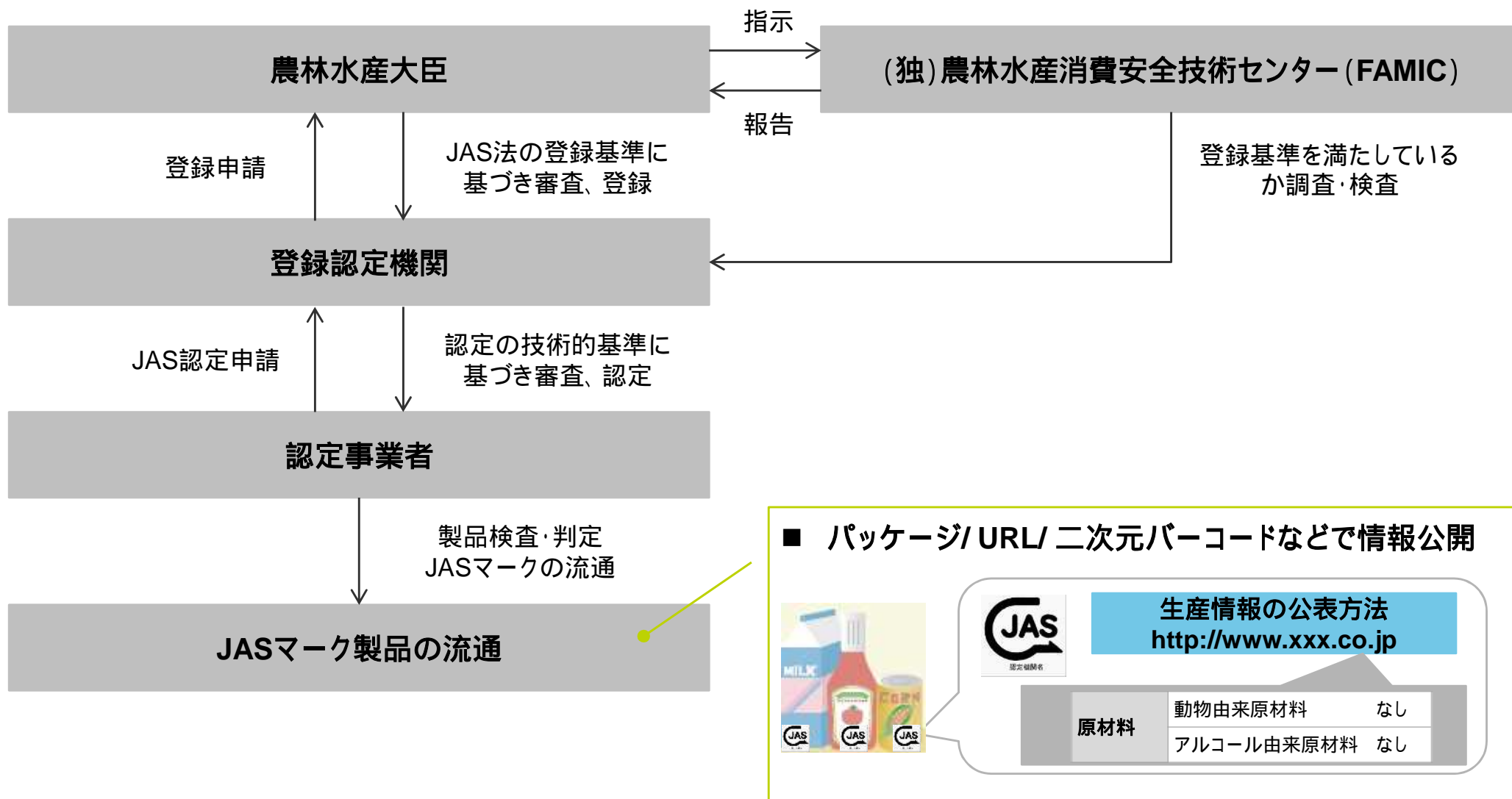
オーストラリアにおける食肉ハラール認証体制



政府主導でハラール認証体制を構築しているオーストラリア政府でさえも、自国でのハラール認証規格の制定は実施していない(宗教上のリスクと一線を画するため)

JAS規格案のまとめ

情報公表JAS規格のイメージ



ハラール認証までは至らないものの、ムスリムの方に安心して食品を選んでいただくための情報開示規格について検討

情報公表JAS規格(案(別添1))の概要

【パッケージ】概要情報を表示

「ハラール」と誤解を与えないような名称に


特定利用者原材料情報公表JAS(仮)



連絡先: お客様相談係
03-XXXX-XXXX
<http://www.xxx.co.jp>



「食肉*1不使用 (No animal ingredients)」、
(または、「豚肉/牛肉不使用 (No pork/ beef ingredients)」など)
「酒類*2不使用 (No alcohol ingredients)」

JASマークに加え、観光客も含めた
ムスリムが一目で分かるような
分かりやすいマークの併記も検討
(例:肉や酒のイラストの上から  印、など)

一部食肉のみ不使用の
場合の公表も可とする

【URL/二次元コード】詳細情報を日本語/英語(+インドネシア語などの他言語)で表示(任意)

原材料

ショートニング(植物性)

しょうゆ(酒類不使用)...






詳細な原材料情報を記載(例:個別原材料ごとの情報)(事業者の判断により任意、形式は自由)

*1: 食用に供される獣鳥及び海獣等の肉(臓器、可食部分、骨及びけん等を含む)

*2: 醸造過程で発生するアルコールや、消毒用のアルコールは含まず、酒類やアルコールを添加した場合のみ該当

原材料における食肉由来成分/酒類・アルコールの使用有無に着目した情報開示規格とすることを想定

情報公表JAS規格(案)の適用パターン

		食肉・酒類ともに 不使用	食肉・酒類いずれかのみ不使用			
対象 消費者		← 在留/訪日ムスリム*1	← (各人の判断・状況により、場合により対象)			
		← その他、原材料情報を知りたい消費者(アレルギー患者、ベジタリアン、子供(を持つ親)等)				
表示イメージ	概要情報 【パッケージ】	I 「食肉不使用」 (No animal ingredients) 「酒類不使用」 (No alcohol ingredients)  連絡先: お客様相談係 03-XXXX-XXXX	II 「豚肉(牛肉..)不使用」 (No pork/beef.. ingredients) 「酒類不使用」 (No alcohol ingredients)  連絡先: お客様相談係 03-XXXX-XXXX	III 「食肉不使用」 (No animal ingredients)  連絡先: お客様相談係 03-XXXX-XXXX	IV 「酒類不使用」 (No alcohol ingredients)  連絡先: お客様相談係 03-XXXX-XXXX	V 「豚肉(牛肉..)不使用」 (No pork/beef.. ingredients)  連絡先: お客様相談係 03-XXXX-XXXX
	詳細情報 【URL/二次元コード】	原材料 ショートニング (植物性) しょうゆ (酒類不使用) ...	原材料 鶏肉 しょうゆ (酒類不使用) ...	原材料 ショートニング (植物性) ワイン ...	原材料 豚肉 しょうゆ (酒類不使用) ...	原材料 鶏肉 ワイン ...

*1: ハラール認証まで至らなくても、気になる成分の含有有無を知ることによって安心して食品を選択したい方

まずは上記パターンに対応し、ムスリムに限らず特定の原材料情報を求める幅広い消費者の食品選択に役立つJAS規格とすることを想定; 今後開示対象を拡大し、汎用性を更に高めていくことも検討

(参考) 情報公表JAS規格(案)とハラール認証の比較

		情報公表JAS規格(案)	ハラール認証*1	
認定要件	対象消費者	<ul style="list-style-type: none"> ハラール認証まで至らなくても、気になる成分の含有有無を知ることによって安心して食品を選択したい在留/訪日ムスリム(+その他、原材料情報を知りたい消費者) 	<ul style="list-style-type: none"> 厳格な「ハラール認証」食品を求めるムスリム 	
	生産方法	原材料	<ul style="list-style-type: none"> 食肉由来成分*2/ 酒類・アルコール*3の原材料への不使用(ムスリム消費者以外も念頭に、食肉又は酒類いずれかのみ不使用、一部食肉のみ不使用の公表も可) 	<ul style="list-style-type: none"> ハラーム(イスラーム教における禁忌)とされる原材料全般の不使用
		中間投入物	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 最終製品に残らないものも含め、製造工程でのハラームとされる成分の不使用*4
		コンタミの可能性	<ul style="list-style-type: none"> 同一製造ラインを他製品にも使用している場合は、製造時間帯を分け、事前にラインを洗浄*5 	<ul style="list-style-type: none"> ハラール/ハラームの隔離によるコンタミの回避全般
	保管・流通方法	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 		

*1: 詳細な認定要件は個別ケースにより異なり、代表的なものを簡易的に記載した例である点に留意

*2: 食用に供される獣鳥及び海獣等の肉(臓器、可食部分、骨及びけん等を含む)

*3: 醸造過程で発生するアルコールや、消毒用のアルコールは含まず、酒類やアルコールを添加した場合のみ該当

*4: 動物由来の酵素(失活・除去されて製品中に残らない場合)や、香料を抽出するためのアルコール、砂糖のろ過に使用される牛・豚骨炭など

*5: イスラーム式の宗教洗浄にこだわらず、水等により通常の方法で洗浄を行っていただければ可

詳細な生産・流通方法に関する要件を設けず、宗教的判断を含まない点がハラール認証との主な違い

情報公表JAS規格の技術的基準(案(別添2, 3))の概要

		生産行程管理者	小分け業者
技術的基準に定める要件の概要	施設	<ul style="list-style-type: none"> 【生産】生産行程に係る施設が、規定する生産方法に従い管理するのに支障のない広さ・明るさ・構造であり、適切に清掃されている 【保管】JAS規格に従って生産された加工食品の原材料を、他の加工食品の原材料と区別して保管 / JAS規格に従って生産された加工食品を、他の加工食品と区別して保管するのに支障のない広さ・明るさ・構造であり、適切に清掃されている 【保管】原材料情報の記録を、他の記録と区別して保管するのに支障のない広さ・明るさ・構造である 	<ul style="list-style-type: none"> 【小分け】加工食品を区別して小分けを行うのに支障のない広さ・明るさ・構造であり、適切に清掃されている 【格付の表示】証票の管理のための施設である
	組織	<ul style="list-style-type: none"> 生産行程管理担当者を1名以上設置する 起源原料まで仕入先を遡って把握する必要；仕入先への調査票フォーマットを準備するなど、事業者への負担を軽減できるよう配慮する想定 	<ul style="list-style-type: none"> 小分け担当者を1名以上設置する 格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織・権限を有している
	書類整備	<ul style="list-style-type: none"> 原材料情報の記録・その根拠となる書類を準備し一年以上保管する 生産行程について内部規程*1を整備する 格付について格付規程*2を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> 小分けの管理記録・その根拠となる書類を準備し一年以上保管する 小分けについて内部規程*3を整備する 格付の表示について格付表示規程*4を整備する

*1,2,3,4: 規程の詳細な項目については、次ページに記載

情報公表JAS規格の認定取得にあたっては、上記のような施設・組織の要件を満たし、書類整備を行うことが必要；ハラル認証と比べて事業者が取り組みやすい規格となるよう配慮する想定

(参考) 情報公表JAS規格の技術的基準(案)で定める内部規程等の概要

生産行程管理者	内部規程	<ul style="list-style-type: none"> • 原材料の受入れ及び保管に関する事項 • 製造ラインの洗浄に関する事項 • 原材料の受入れから製品の製造、保管の工程に係る他の食品との混交防止に関する事項 • 製造、加工、包装、保管、出荷その他の工程に係る管理に関する事項 • 原材料情報の記録、保管及び公表に関する事項 • 苦情処理に関する事項 • 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
	格付規程	<ul style="list-style-type: none"> • 生産行程についての検査に関する事項 • 格付の表示に関する事項 • 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項 • 記録の作成及び保存に関する事項 • 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
小分け業者	内部規程	<ul style="list-style-type: none"> • 加工食品の受入れ及び保管に関する事項 • 小分け前の加工食品の格付の表示の確認に関する事項 • 小分け後の加工食品の格付の表示の確認に関する事項 • 小分けの方法に関する事項 • 原材料情報の記録、保管及び伝達に関する事項 • 原材料情報の公表に関する事項 • 小分けの実施状況についての登録認定機関/登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
	格付表示規程	<ul style="list-style-type: none"> • 格付の表示に関する事項 • 原材料情報の伝達に関する事項 • 荷口の出荷又は処分に関する事項 • 記録の作成、保存に関する事項 • 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

今後検討を進める上での留意点

対消費者

- 外国人観光客も含め、幅広い消費者にとって分かりやすい表示であることが必要
 - ✓ 外国人観光客にとっても分かりやすいように、JASマーク以外のイラスト(具体的なビジュアル)を策定することを継続検討(例:肉や酒のイラストの上から🚫印)
- 「不使用」の内容について、消費者に誤解を与えないよう配慮が必要
 - ✓ ムスリム消費者に対し、「ハラール」であると誤解を与えないように留意
 - ✓ 子供向けにアルコール含有有無を気にする消費者に対し、「酒類不使用」では自然発酵によるアルコールは考慮されていない旨を明示、など
- 更に規格の汎用性が高まるよう、規格化後も「不使用」を開示する対象の拡充について継続検討が必要
 - ✓ ベジタリアンの中でも魚、乳、卵など様々な原材料の不使用を求める声がある点に配慮、など

対事業者

- 幅広い事業者が認定取得を検討できるよう、事業者への負荷が軽減されるような運用上の工夫が必要
 - ✓ 起源原料まで仕入先を遡る際の仕入先への調査票フォーマットを予め準備、など

JAS規格案に対する事業者の取得意向

JAS規格案に対する取得意向アンケートの結果概要と示唆

ハラール認証取得済み / 取得検討中の企業を中心とした国内事業者26社に対して、
JAS規格案の認定取得意向のアンケート調査を実施

アンケート結果の概要

(1) JAS規格案 に対する事業者の 取得意向

- アンケート回答企業26社のうち、14社がJAS認定取得に前向き
- 特に、ハラール認証取得検討中(未取得)の事業者については約7割が前向きな回答

アンケート結果からの示唆

- ハラール認証より取得ハードルが低い(認定要件、費用)規格として、ハラール認証取得検討中(未取得)の事業者を中心に高い支持が得られた可能性

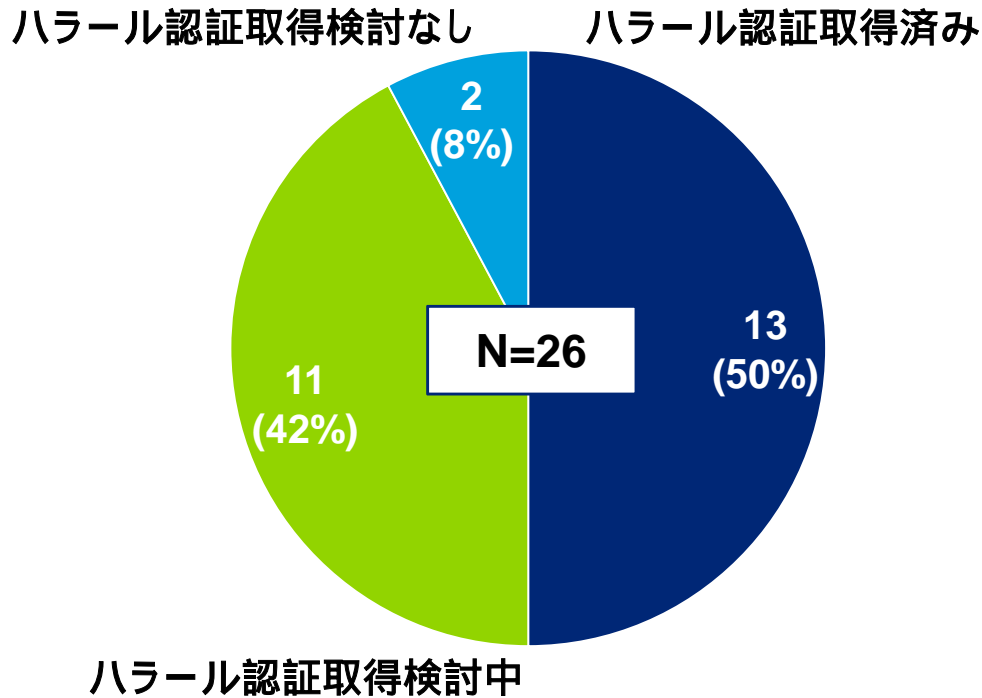
(2) JAS規格案の 取得意向が薄い/ ない事業者の理由

- ハラール認証取得済みであり、「取得意向がない / 薄い」と回答した事業者は、ハラール認証に比べて「有効性」が劣る、という理由が多い
 - ✓ 一方で、本JAS規格案を取得する「現実性」を疑問視する声は少ない

- ハラール認証取得済みの場合、本JAS規格案を追加で取得しても消費者への更なる訴求にはならない、と解釈する事業者も一定存在する模様

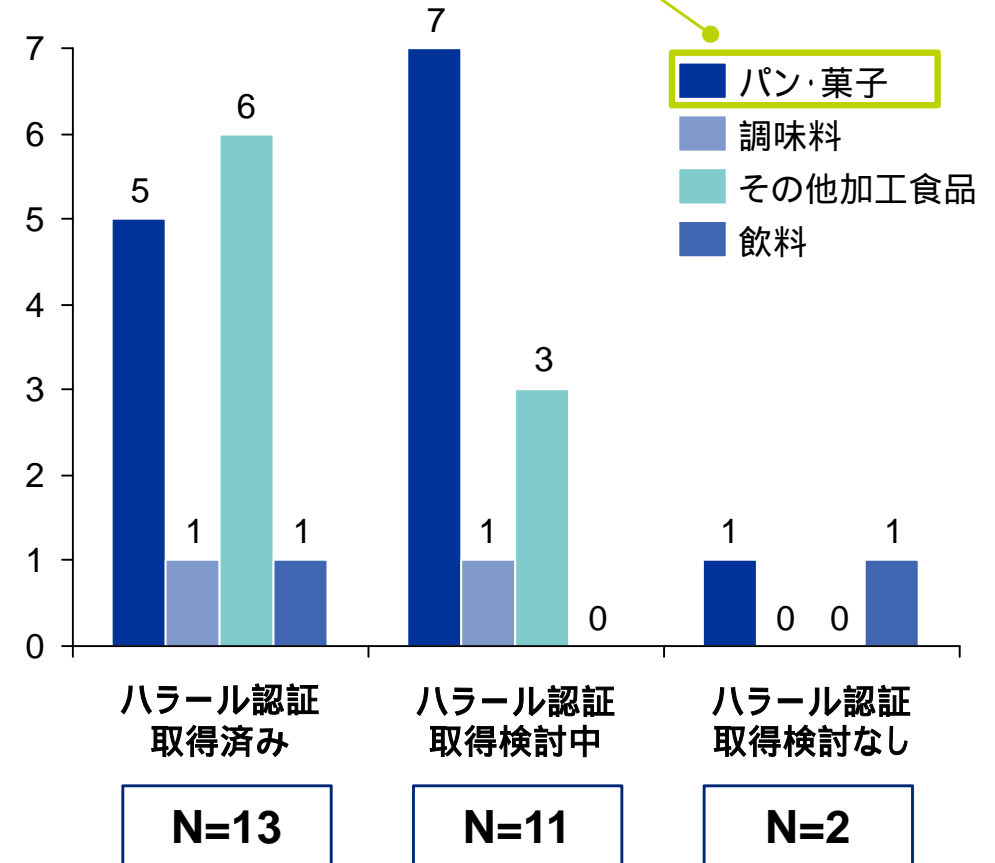
(参考) アンケート対象となった事業者の概要

ハラール認証の取得 / 検討状況



取り扱い製品

アンケート
回収企業数



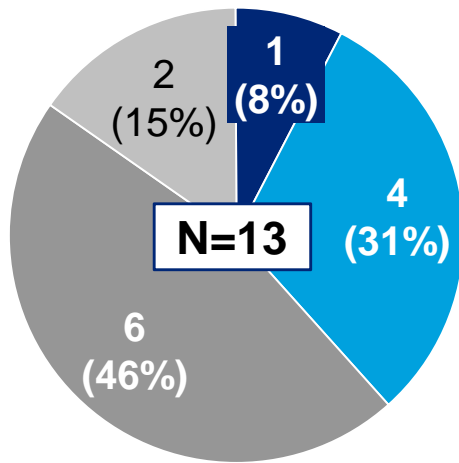
ムスリムから情報公表対象として要望の大きかった「パン・菓子」*1については、アンケート対象企業数を多目に設定

- パン・菓子
- 調味料
- その他加工食品
- 飲料

ハラール認証取得済み / 取得検討中の企業を中心とした国内事業者26社に対して、JAS規格案の認定取得意向のアンケート調査を実施

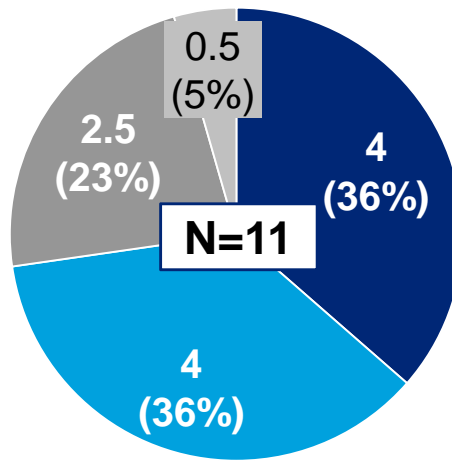
(1) JAS規格案に対する事業者の取得意向

- 前向きに取得を検討したい
- 場合により取得を検討したい
- 場合により検討もあり得るが、現時点で取得意向は薄い
- 現時点で取得意向はない



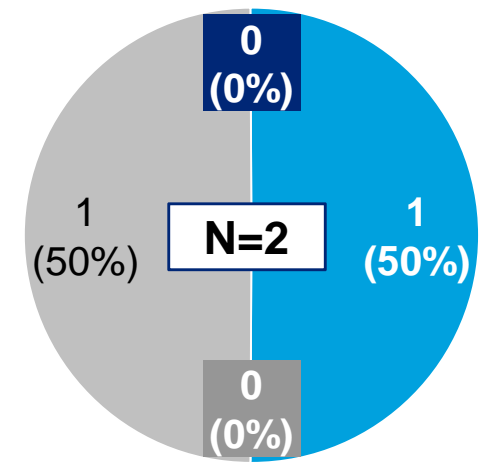
ハラール認証取得済み

13社中5社が前向きな回答



ハラール認証取得検討中*1

11社中8社が前向きな回答



ハラール認証取得検討なし

2社中1社が前向きな回答

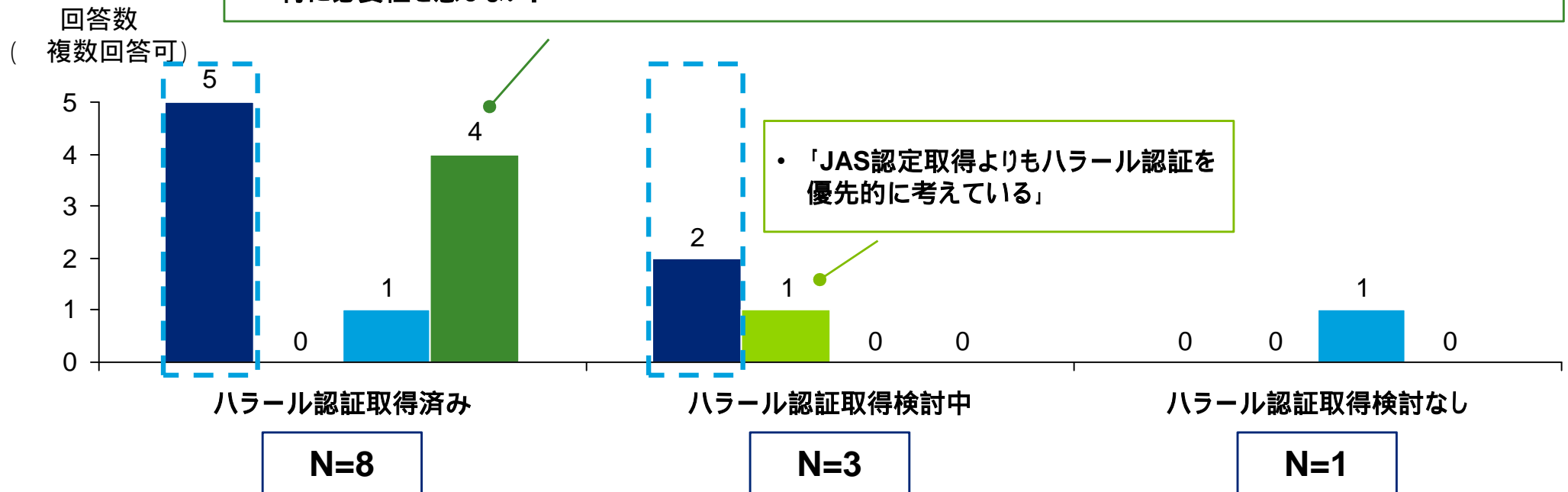
(参考) 認定取得に前向きな事業者14社のうち、12社の売上高合計は196億円(残り2社は売上高非公表)

アンケート回答企業26社のうち、14社がJAS認定取得に前向き；
特に、ハラール認証取得検討中(未取得)の事業者については約7割が前向きな回答

25 *1: うち1社が複数回答(2件回答)。当該事業者については、回答のあった各選択肢に0.5ずつ加算

(2) JAS規格案の取得意向が薄い / ない事業者の理由

- ・「ムスリムが一番日本で苦勞しているのは商品表示が日本語だけであること。まずはその点を考慮した商品展開、次にJAS認定等を考慮したい」
- ・「既にハラール認証を取得しているため、2重でとる必要性を感じない。海外で販売しようとした時の有効性が疑問」
- ・「商品への2次元バーコード貼付を追加するためのコスト増、または自社プリンタでの技術的な問題ありそう」
- ・「特に必要性を感じない」



- 本JAS規格案よりもハラール認証の方が有効と思われるため(=「有効性」への疑問)
- その他
- 本JAS規格案について、認定取得が困難と考えられる点があるため(=「現実性」への疑問)
- 現時点でムスリム向け製品を検討していないため

ハラール認証取得済みであり、「取得意向がない / 薄い」と回答した事業者は、ハラール認証に比べて「有効性」が劣る、という理由が多い；一方で、本JAS規格案を取得する「現実性」を疑問視する声は少ない

(参考) その他、事業者からのコメント(抜粋)(1/2) - ハラール認証取得済みの事業者

JAS認定取得に 前向き

- 「ハラール認証団体が乱立している状況下、ムスリムの方々が来日して店頭等で複数の認証マークを見て混乱しないか？そうした意味で、国として明確に『ハラール』の文言を入れた規格にしては？」
- 「製品に牛肉を使っているが、その場合にJAS規格に通らないのであれば、ハラール認証取得済みの当方にとって、本規格取得の必要性が薄れる」

JAS認定取得に 消極的

- 「様々な国や立場のムスリムの方々に本案件の趣旨が受け入れられ、喜ばれる制度であることをしっかり確認してから導入すべきだと思う。ムスリム社会(日本に限らず)への周知期間を十分取ることも大切かと思う」
- 「『ハラール』の趣旨と異なるような気がする」

(参考) その他、事業者からのコメント(抜粋)(2/2) - ハラール認証検討中の事業者

JAS認定取得に 前向き

- 「大変前向きな取り組みと考える。政策的に宗教団体が認定した食材自体を規格案に入れる事自体が無理かもしれないが、認証した畜肉まで含むものを包有してもらえると尚良い」
- 「ムスリムを対象にするのであればNo porkが良いのではと感じる。ただし、ヒンズーを対象にするのであればNo beefも必要。菜食の人を対象にVegan という表現も有りだと思う」
- 「原材料のキャリーオーバーについての見解をまとめておく必要があるのではと感じる。三次までの原材料分解を要件にして評価する等の明示があるといい」
- 「日本製がムスリムに関しても高い信頼性を得ることは大変重要なことであり、国としてルールをつくりムスリム商圏での需要を勝ち取っていくことも重要な課題。信仰の自由である我が国だからこそできる、JAS規格を成就させてほしい」
- 「ピクトマーク(肉やアルコールのイラストの上から×印)は統一されたものがよい。原材料の製造過程のコンタミについて、どこまで許容されるのか明確にして欲しい。」
- 「現状では、ハラール認証取得のハードルが高いため、ムスリムにとって分かりやすい基準ができる事は、大変好ましく思う」

JAS認定取得に 消極的

- 「ハラール認証を取得しても、まだ自社製品の認知度が低い事が課題」

参考資料 1 - 委員会における検討

委員会/オブザーバー/事務局メンバー

敬称略。所属・肩書は2015年2月時点

実行委員会メンバー

学識経験者	並河 良一（教授）	帝京大学
	中井 博康	元・独立行政法人農業技術研究機構 東北農業研究センター
ハラール認証機関	アキール シディキ（会長）	宗教法人日本イスラーム文化センター
	遠藤 利夫（理事）	宗教法人日本ムスリム協会
	水野 文也（名誉理事）	NPO法人日本ハラール協会
ハラール食品製造事業者	二宮 伸介（代表取締役社長）	株式会社二宮
	村田 和巖（品質保証部 課長）	マルコメ株式会社
業界団体	臼井 靖彦（事業推進部 部長）	全国開拓農業協同組合連合会
	奥山 則康（専務理事）	一般社団法人日本加工食品卸協会
	森 修三（企画調査部長）	一般財団法人食品産業センター

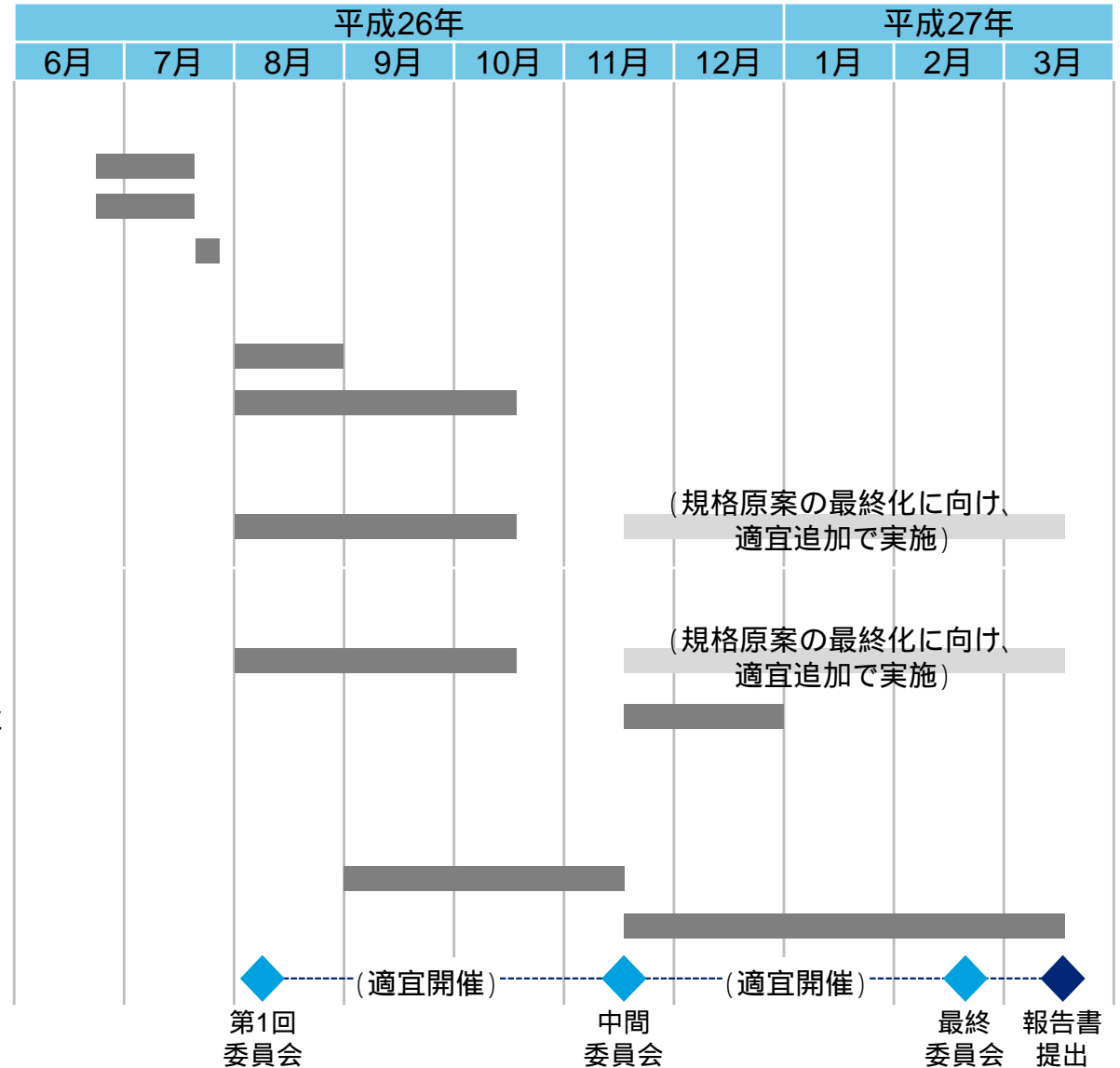
オブザーバーメンバー

関連機関有識者	高崎 政則（規格検査部 商品調査課長）	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
省庁関係者	小川 俊（海外展開専門官）	農林水産省輸出促進グループ
	古村 健（外客受入担当参事官付 係長）	観光庁

事務局メンバー

事務局	島崎 真人（食品表示・規格調整担当室長）	農林水産省 消費・安全局 表示・規格課
	渡邊 悦夫（食品規格班 課長補佐）	
	牟田 大祐（表示・規格専門官）	
	木村 真（食品規格班 企画調整係長）	
	藤井 剛（執行役員パートナー）	デロイトトーマツ コンサルティング株式会社
	安井 啓人（シニアマネジャー）	
	染谷 将人（シニアコンサルタント）	
	牧 那菜子（コンサルタント）	

事業実施スケジュール



事前準備を踏まえ、第1回委員会において調査設計を固め、適時委員会を開催し、調査を進めるとともに、委員会・ヒアリング・アンケートを通じ、JAS規格原案を検討する

第1回委員会における主なご指摘事項(1/2)

主なご指摘事項

該当ページ

情報開示 項目

- 肉に関しては、明確なハラール性を求める傾向が強いため、商品に含む場合には、ハラール認証の取得有無について情報を開示する必要がある
 - ✓ ハラール認証さえ取得していれば、発行元の団体名までは意識しない
 - ✓ 「ブラジル産」等の産地名のみではムスリム消費者に誤解を与える恐れがあり、ハラール認証の取得を前提とすべき

P.16,40

- アルコールの添加だけでなく、醸造過程におけるアルコールの発生有無や最終アルコール残量に関する情報も開示対象として検討すべき
 - ✓ 許容される残留アルコール濃度については意見が分かれているが、情報が開示されていれば、消費者がイスラーム法学者に問合せ等して判断することができる
 - ✓ 但し、醸造物の場合、最終アルコール濃度が均一にならないため、おおよその数値の記載に留まることに留意

P.41

- アルコールに関してイスラーム教において問題とされるか否かは、一般的に「酔うものかどうか」が基準となると捉えておくといよい
 - ✓ アルコール自体というよりアルコール「飲料」が禁止されている
 - ✓ 「成分がエタノールかどうか」が基準となる訳ではない
 - ✓ 厳密にはイスラーム法学者によって解釈は異なり、例えばインドネシアでは厳密にアルコールが定義されているが、日本においてはそこまで踏み込むべきではない

P.16,40

- 情報開示項目より詳細な情報を取得したい際のメーカー問合せ先の記載があると望ましい

P.16,40

第1回委員会における主なご指摘事項(2/2)

主なご指摘事項

該当ページ

規格の名称・ 建付け (表示方法)	<ul style="list-style-type: none">■ ムスリム消費者に安心して購入頂くことを目的としている限り、シンプルな開示方法が望ましいと考えられる	P.16,46
	<ul style="list-style-type: none">■ 今回検討するJAS規格がハラール認証と混乱がないよう、表示の工夫が必要<ul style="list-style-type: none">✓ ハラールであるか否かの認証が可能なのは基本的に宗教機関のみであり、国やメーカーが勝手に主張してはならない	P.16
	<ul style="list-style-type: none">■ 商品パッケージに情報を載せるだけでなく、URLなど他の手段を併用することも含めて議論すべき	P.16
	<ul style="list-style-type: none">■ ムスリム消費者をターゲットとする以上、英語表記が必須と考えられる	P.16
規格の周知	<ul style="list-style-type: none">■ 特にインバウンドのムスリム(観光客)に対しては、規格の周知を工夫することが必要<ul style="list-style-type: none">✓ スケジュール上今回の事業の範囲内で議論することが難しい場合でも、今後議論する論点として認識すべき	-

第2回委員会における主なご指摘事項

主なご指摘事項

該当ページ

情報開示 項目	<ul style="list-style-type: none">■ アレルギー表示に近いような形で豚に着目して、同じラインや工場の中で使用がある場合には分かるようなことを検討してもよい■ 一方で、宗教上そういった規格の建付けにできるかどうかを含め検討した方がよい	P.16
	<ul style="list-style-type: none">■ ハラル認証機関から認証を得た原材料を開示しているのかどうか再検討すべき<ul style="list-style-type: none">✓ どこまで「ハラル認証機関」として認めるかの判断の難しさについても留意	P.16
規格の名称・ 建付け (表示方法)	<ul style="list-style-type: none">■ ビジュアル等でより観光客の方も含め分かりやすいマークを検討した方がよい	P.16, 21
技術的基準	<ul style="list-style-type: none">■ 技術的基準については、ハラルではないのであまり基準を高くしない方が事業者に広まりやすい	P.16,19, 21

(参考) 第2回委員会におけるご指摘事項のJAS規格案への反映方針(案)

委員会におけるご指摘事項

JAS規格案への反映方針(案)

情報開示 項目

- アレルギー表示に近いような形で豚に着目して、同じラインや工場の中で使用がある場合には分かるようなことを検討してもよい
- 一方で、宗教上そういった規格の立て付けにできるかどうかを含め検討した方がよい

- ハラル認証機関から認証を得た原材料を開示しているのかどうか再検討すべき
 - ✓ どこまで「ハラル認証機関」として認めるかの判断の難しさについても留意

農水省内での討議により追加

- ムスリム消費者以外も対象となることを考慮し、「食肉のみ不使用」「酒類のみ不使用」といったバリエーションも検討すべき
 - ✓ アレルギー患者、ベジタリアン、子供等

規格の名称・ 建付け (表示方法)

- ビジュアル等でより観光客の方も含め分かりやすいマークを検討した方がよい

技術的基準

- 技術的基準については、ハラルではないのであまり基準を高くしない方が事業者に広まりやすい

- 開示対象とはしない
 - ✓ 「豚」にのみ着目すると、イスラーム教に過度に偏った印象を持たれかねないため(留意点2-A)
- 代わりに、「同一製造ラインを他製品にも使用している場合は、製造時間帯を分け、事前にラインを洗浄」という要件を組み込む

- 開示対象とはしない
 - ✓ どこまで「ハラル認証機関」として認めるかの判断に踏み込むと、宗教的な判断を要する事項に踏み込むことになるため(留意点1)

- 「食肉不使用」又は「酒類不使用」のいずれかの場合も対象とする
- 「牛肉不使用」「豚肉不使用」のように一部の食肉のみが不使用の場合も対象とする

- JASマーク以外のイラスト(具体的なビジュアル)を策定することを継続検討(例:肉や酒のイラストの上から~~印~~)

- 事業者への負荷が軽減されるような運用上の工夫を継続検討(例:起源原料まで仕入先を遡る際の仕入先への調査票フォーマットを予め準備)

最終委員会における主なご指摘事項

主なご指摘事項

該当ページ

情報開示 項目

- 「豚肉不使用」「牛肉不使用」のように一部食肉の不使用も開示対象に含まれたことで、ムスリムに限らず幅広い消費者にとっての分かりやすさ・汎用性が高まって非常によい
✓（「豚肉不使用」＝「ハラール」と誤解を与えないか、という点に関しては）イスラーム教の観点からも特に誤解を与えるものではないと想定される

P.17

- 子供向けにアルコール含有有無を気にする消費者も対象となる中で、「酒類不使用」では自然発酵によるアルコールは考慮されていない点は留意する必要

P.16, 21

- ベジタリアンの中でも魚、乳、卵など様々な原材料の不使用を求める声があり、今後汎用性を更に広げていくべき

P.17, 21

参考資料 2 - JAS規格案の検討経緯

本事業においてJAS規格化を検討する上での論点

規格化を検討する上での論点

本事業にて実施した事項

A

情報開示項目

- 具体的にどのような情報開示項目を設定するか？

B

規格の名称・
建付け(表示方法)

- ムスリム国家 / 消費者に違和感・誤解を与えないような規格の名称・建付けをどうすべきか？(本事業における留意点②)

C

具体的な規格・
技術的基準

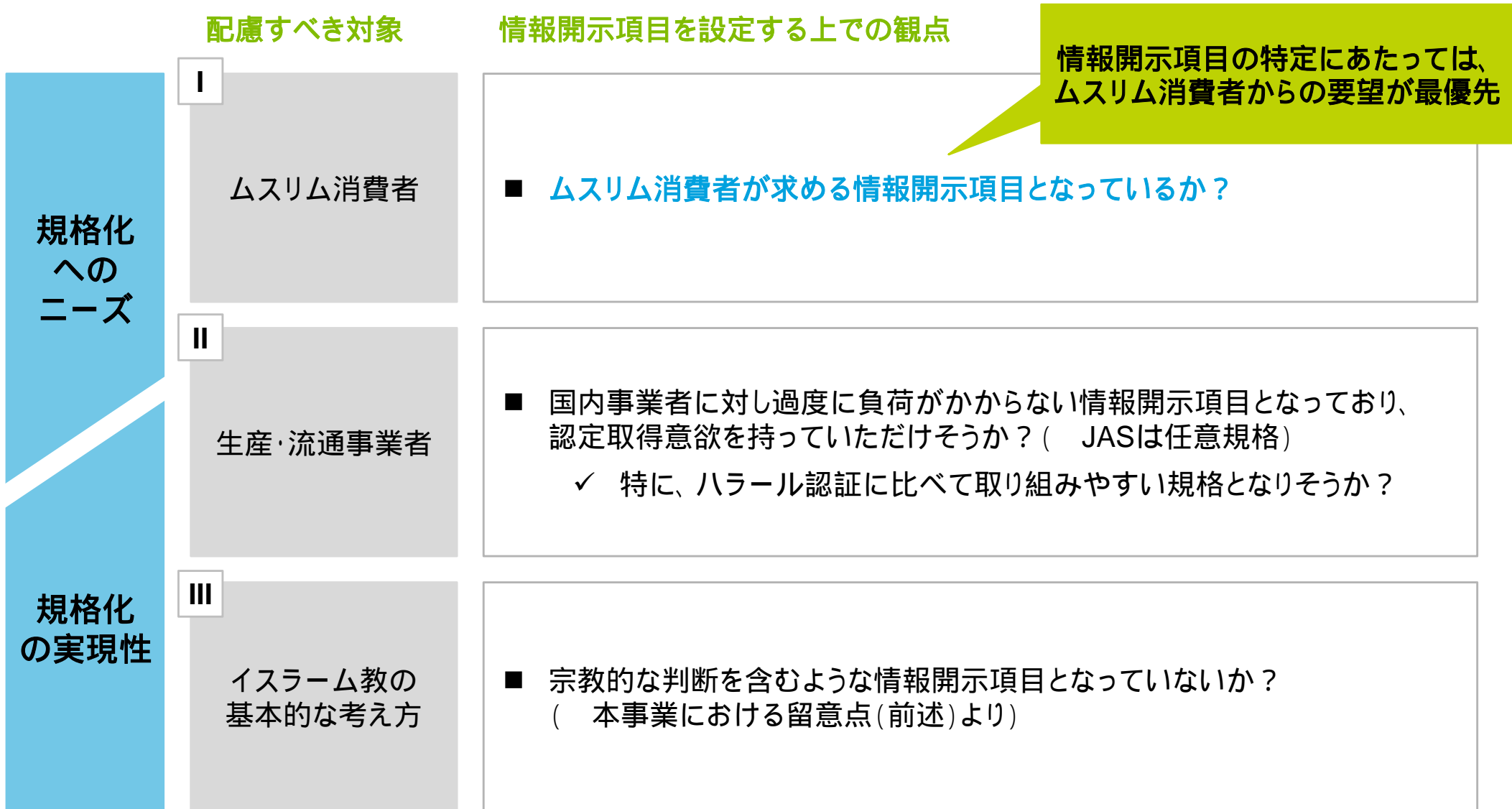
- 上記を具体的にどのような規格・技術的基準に落とし込むか？

- 具体的な情報公表JASの規格化を行うために、ムスリム消費者や事業者へのヒアリングを実施して検証

- 上記を元に規格原案ドラフトを作成

「情報開示項目」「規格の名称・建付け」について、ムスリム消費者や事業者等のご意見を踏まえて検証を実施;その結果を踏まえて体的な規格案を作成

A 情報開示項目を設定する上での観点



情報開示項目の特定にあたっては、ムスリム消費者からの要望が最優先

最も優先すべき観点である、ムスリム消費者からの要望とその優先度を特定した後に、事業者やイスラーム教の基本的な考え方に配慮してその実現性を検証し、開示項目案を策定する

A これまでのヒアリングを踏まえた、情報開示項目の案

ムスリム消費者から要望が
挙がった項目について記載

	I ムスリム消費者	II 生産・流通事業者	III イスラーム教の考え方	開示
a 【原材料】 動物由来成分^{*1}/ 飲料用アルコール^{*2}の使用有無 <ul style="list-style-type: none"> 動物由来成分「有」の場合、当該原材料のハラール認証取得有無 	<ul style="list-style-type: none"> 問合せ等で有無が確認できない場合、購入を控えている方が多く、切実度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 起源原料まで仕入先を遡る必要があるが、海外原料が多くない場合を中心に対応可能 <p style="text-align: center;">~</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宗教的な判断を含まず、特に問題ないと想定 	✓
b 【中間投入物】 動物由来成分/ 飲料用アルコールの使用有無 <ul style="list-style-type: none"> 最終製品に残らないが、製造工程で使用されるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 要否のご意見が分かれ、要望を挙げた方も現時点では確認まで行っていない模様 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる中間投入物がある場合は、起源原料まで仕入先を遡って製造工程を詳細に把握することになり負荷が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> どこまでの範囲を中間投入物として含めるか、宗教的な判断を要する <p style="text-align: center; color: green; font-size: 2em;">×</p>	
c 【コンタミの可能性】 同一製造ラインでの他製品の製造状況 <ul style="list-style-type: none"> 他製品における動物/ アルコール由来原材料の使用有無 「有」の場合、ラインの洗浄有無 	<ul style="list-style-type: none"> 「一般的な方法でよいのでライン洗浄はしてほしい」との要望が多かったが、現時点では確認まで行っていない模様 <p style="text-align: center;">~</p>	<ul style="list-style-type: none"> 製造ラインを分けずに、水等で洗浄した上で時間帯を分ければ、大きな負荷なく対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> 「洗浄」について方法を規定しなければ、宗教的な判断を含まず、特に問題ない 	✓
d 【連絡先】 消費者が不明点を問合せるための部署・連絡先 <ul style="list-style-type: none"> 電話番号、メールアドレス等 	<ul style="list-style-type: none"> 今回のヒアリングで直接要望は挙がらなかったが、前回委員会でご指摘あり 	<ul style="list-style-type: none"> 開示を行っても特に事業者の負荷にはならないと想定 	<ul style="list-style-type: none"> 宗教的な判断を含まず、特に問題ないと想定 	✓

原材料としての「動物由来成分」「飲料用アルコール」の添加有無の開示が最重要；加えて、「同一製造ラインでの他製品の製造状況」「不明点を問合せるための連絡先」についても補足的に開示することを想定

ムスリム消費者にとって優先度高

ムスリム消費者にとって優先度中

青枠内の項目を前ページで抜粋

A (参考) 検討過程において挙げた情報開示項目の候補

含有成分	a 原材料 (最終製品に残るもの； 添加物を含む)	動物 由来成分 (*1)	含有の有無	
			その他 詳細情報	有の場合、当該原材料のハラール認証取得有無
				認証取得有の場合、認証機関名 有の場合、産地(ブラジル産、中国産...) ...
		アルコール	添加の有無	飲料用アルコール その他アルコール(例:消毒用途)
			その他 詳細情報	醸造過程におけるアルコールの発生有無 最終製品における大まかな濃度(X%~X%) ...
生産方法	b 中間投入物(最終製品には残らず、製造工程で使用するもの)	動物 由来成分	使用の有無 (例:動物由来の酵素・触媒、砂糖のろ過に使用される牛・牛骨炭)	
		アルコール	使用の有無(例:香料を抽出するためのアルコール)	
	c コンタミの可能性	同一製造ラインでの他製品の製造状況(動物/アルコール由来原材料の使用有無)		
		同一工場内での他製品の製造状況(動物/アルコール由来原材料の使用有無)		
	d その他詳細情報	屠畜を伴う 製品の場合	屠畜人のイスラーム式屠畜資格有無	
			イスラーム式屠畜資格発行先認証機関名	
屠畜場と養豚場等との距離・隔離方法 スタニングの実施有無、方法				
加工を伴う 製品の場合	加工工程における、ムスリム監督者の有無			
	...			
保管・流通方法	保管・流通時における他製品との隔離状況(倉庫・車両内距離/パーティション・梱包状況 等)			
その他	d より詳細な情報を問い合わせるためのメーカー連絡先(電話番号、メールアドレス)			

委員会にて検討
対象に挙げたものの、
ムスリム消費者からの
要望は聞かれず

*1: 牛や鶏等の屠畜により得られる成分。魚等元々ハラールとされる生物由来のものや、卵や乳製品等、屠畜を伴わず得られるものは除く

出所: 各種ヒアリングによりDTC作成

- : 開示項目として要望する意見
- : 開示項目として要望するが、優先度低とする意見
- ×: 開示項目として不要とする意見
- : その他参考意見

A (参考) ヒアリングで挙がったご意見の詳細(例示)(1/4)

I

ムスリム消費者

a 【原材料】動物由来成分/飲料用アルコールの使用有無

- 動物由来成分「有」の場合、当該原材料のハラール認証取得有無

- (動物由来成分やアルコールの)含有有無が不明な場合はメーカーに電話で問い合わせているが、メーカーから回答が得られない場合は「購入しない」という選択をしている(インドネシア人留学生A)
- 動物由来成分「有」の場合は、当該成分がハラール認証を取得していると分からなければ購入しない(インドネシア人留学生A)
- 動物由来成分、アルコールの不使用の明示が開示項目として最優先。「不使用」の定義は、「原材料として使用していないこと」「コンタミの恐れがないこと」の2つを含むが、特に優先すべきは(原材料)(インドネシア人留学生B)
- 動物由来成分、飲料用アルコールを原材料として使用していないこと、が開示項目として最優先(イラン人自営業者ご夫妻)
- 屠畜を伴う動物由来成分の含有有無、飲料用アルコールの添加有無は情報開示項目として必須(国内ハラール関連団体C)
- 最も重要なのは動物性添加物の表示(特に乳化剤とショートニング)。アルコール(酒やみりんなど)は表示を見ればある程度分かるが、動物性添加物は分からない(国内ハラール関連団体E)
- (動物由来の可能性があるため)食品成分で特に注意しているのはゼラチン、ショートニング、乳化剤(インドネシア人留学生B)
- 原材料の情報としては、「動物由来か植物由来か」が重要。一方のアルコールについてはセンシティブでない国内ムスリムの方も一定いらっしゃる可能性(国内ハラール関連団体D)

II

生産・流通事業者

- 仕入先の起源原料まで追っていく事はある程度可能。厳しいハラール認証機関であれば追うことが求められる;但し、仕入先が海外の場合は厳しい(加工食品メーカー)
- 規格書のレベルでは1つ前の仕入先の原材料までしか把握できないが、仕入先に問合せれば起源原料まで遡って把握することは可能(仕入先による原材料変更も含めて把握可能)(醸造品メーカー)
- 元々海外原料の使用は少ないが、現在使用がある海外原料についても仕入先に問合せることで起源原料まで遡って把握することは可能(醸造品メーカー)
- (仕入先の原材料を把握する)調査票は自社独自で作成したが、地方の会社などは作れない。同様の書式をいくつかのパターンで用意してもらえば、自社で情報を集める手間が減らせて入りやすくなる。取り組みやすく作り込まれていれば半年から1年かかるハラール認証に比べてメリットが出るかもしれない(加工食品メーカー)

- : 開示項目として要望する意見
- : 開示項目として要望するが、優先度低とする意見
- ×: 開示項目として不要とする意見
- : その他参考意見

A (参考) ヒアリングで挙げたご意見の詳細 (例示) (2/4)

I

ムスリム消費者

b 【中間投入物】 動物由来成分/飲料用アルコールの使用有無

- 最終製品に残らないが、製造工程で使用されるもの

イスラーム教では「知らずに食べてしまった」場合は問題とされないため、**中間投入物やコンタミの可能性は含めず、原材料のみに絞って情報開示することもあり。但し、開示されていた方が嬉しい**
(インドネシア人留学生B)

(動物由来成分やアルコールを)「**最終製品には残らないが)製造過程においても使用していない**」という点まで開示してくれれば嬉しいが、もしそのような開示により選択の幅が狭まってしまうとすれば、**原材料としての不使用だけでもよい**(イラン人自営業者ご夫妻)

× ハディースよれば、水を神聖なものとし、豚が触れた皿であっても水で洗えば問題ないとしている。そこから類推するに、**最終的に残らないものについては気にする必要はない**と思っている
(パキスタン人自営業者)

○ 消毒用アルコールや自然発酵により生じたアルコールは問題ないが、**飲料用アルコールは蒸発させていてもNG** (インドネシア人留学生B)

× **蒸発してなくなるアルコールは「酔う」ことに繋がらないため、問題ないと思う**; ハディースでは「酔っぱらうもの」がハラームとされている(パキスタン人自営業者)

× 例えば精糖過程でフィルターに豚や牛の骨炭が使われているといったケースもあるが、そのような点まで気にする方はそもそも日本に来ないだろう
(国内ハラール関連団体D)

- **中間投入物は「最終製品に残らない」ことをいかに証明できるかが問題**。当団体では、ハラール認証にあたって、国が認めた**分析機関による成分検査の証明書添付を求めている**(国内ハラール関連団体E)

II

生産・流通事業者

- **そもそも動物/アルコール由来の中間投入物の使用がないため、問題なく対応可能**(醸造品メーカー)

- : 開示項目として要望する意見
- : 開示項目として要望するが、優先度低とする意見
- ×: 開示項目として不要とする意見
- : その他参考意見

A (参考) ヒアリングで挙げたご意見の詳細(例示)(3/4)

I

ムスリム消費者

C

【コンタミの可能性】同一製造ラインでの他製品の製造状況

- 他製品における動物/アルコール由来原材料の使用有無
- 「有」の場合、ラインの洗浄有無

- (動物由来成分、アルコールを含む食品を)同一ラインで製造している場合はその旨を表示して欲しいが、ラインが別であれば同工場でも表示不要(インドネシア人留学生A)
洗浄していない同一の機械やラインで動物由来成分やアルコールを取扱うことは避けて欲しい。但し、普段スーパーやメーカーに問合せる時もそこまでは確認していない(イラン人自営業者ご夫妻)
- 同一機械/ラインで動物由来成分/飲料用アルコールの使用がある場合は、水で洗う必要がある(パキスタン人自営業者)
- 生産過程におけるコンタミ状況は、既存のアレルギー表示のレベルでの記載が必要(「本品製造工場では、を含む製品を製造しています」といったレベル)(国内ハラール関連団体C)
- 動物由来成分/アルコール不用品に関しても専用ラインが必要。ラインを完全に分けるのが難しい場合は、時間帯を分ける対応でもよいが、機械を分解して洗浄を行うことが前提(国内ハラール関連団体E)
- ラインの洗浄は(イスラーム式ではなく)通常の洗浄方法で問題ないが、スポンジは分ける必要がある(インドネシア人留学生B)
- 洗浄については特にイスラーム式はなく、日本人が洗浄を行っても可(イラン人自営業者ご夫妻)

II

生産・流通事業者

- 製造ラインを水で洗う対応であれば、問題なく対応可能(醸造品メーカー)

: 開示項目として要望する意見
 : 開示項目として要望するが、優先度低とする意見
 × : 開示項目として不要とする意見
 - : その他参考意見

A (参考) ヒアリングで挙げたご意見の詳細 (例示) (4/4)

I ムスリム消費者

(参考) 醸造過程におけるアルコールの発生有無/最終アルコール濃度

- × 味噌や醤油など自然に発酵してアルコールが生じる分には問題なく、その場合最終アルコール濃度も特に気にしない(インドネシア人留学生A)
- × 「アルコール %」のように、最終濃度まで記載してしまうと、「アルコール」に反応してムスリム消費者は買わなくなると想定;最終濃度の記載までは不要(パキスタン人自営業者)
- × 醸造過程で自然に発生したアルコールや、飲料目的でないエタノールとメタノール(消毒用アルコールや香料等)はマレーシアやインドネシアのファトワにおいてもハラールとされているため、情報開示の必要はない(国内ハラール関連団体C)

II 生産・流通事業者

- 「アルコール分X%以下」のような形で現時点でも規格書に記載があり、問題なく対応可能(醸造品メーカー)

B 規格の名称・建付けのオプション(案)

← 動物由来成分 / アルコールのみに着目 → ← 動物由来成分 / アルコール以外にも着目 →

	Option 1	Option 2	Option 3																					
名称(仮)	<ul style="list-style-type: none"> 「動物由来成分 / アルコール不使用JAS」 	<ul style="list-style-type: none"> 「加工食品の生産情報公表JAS」 	<ul style="list-style-type: none"> 「原材料由来情報公表JAS」 																					
イメージ	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">原材料</td> <td>動物由来原材料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>アルコール由来原材料</td> <td>なし</td> </tr> </table>	原材料	動物由来原材料	なし	アルコール由来原材料	なし	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">原材料</td> <td>動物由来原材料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>アルコール由来原材料</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生産方法</td> <td>生産者</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>製造年月日</td> <td>XXX</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>追加</td> </tr> </table>	原材料	動物由来原材料	なし	アルコール由来原材料	なし	生産方法	生産者	XXX	製造年月日	XXX	...	追加	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">原材料</td> <td>ショートニング(植物性)</td> </tr> <tr> <td>しょうゆ(酒類不使用)</td> </tr> <tr> <td>鶏肉...</td> </tr> </table> <p>広く原材料情報を開示 (動物由来成分 / アルコール使用有無も分かるように工夫)</p>	原材料	ショートニング(植物性)	しょうゆ(酒類不使用)	鶏肉...
原材料	動物由来原材料		なし																					
	アルコール由来原材料	なし																						
原材料	動物由来原材料	なし																						
	アルコール由来原材料	なし																						
生産方法	生産者	XXX																						
	製造年月日	XXX																						
	...	追加																						
原材料	ショートニング(植物性)																							
	しょうゆ(酒類不使用)																							
	鶏肉...																							
(特定宗教を過度に重視していると誤解を与えないための...) ムスリム向け以外への拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ベジタリアンやアレルギー患者等の利用も一定想定されるが、開示項目が限定的であるため、今後の規格拡張が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な生産方法の情報を開示したとしても、ムスリム以外の消費者向けの拡張性は限定的 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料情報を広く開示することで、幅広い消費者向けの拡張が可能と想定(例:動物と乳製品を同時摂取できないユダヤ教徒) 																					
ムスリムにとっての分かりやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ムスリム消費者からは、シンプルな分かりやすい表示にして欲しいという要望が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ムスリム消費者からは一般的な生産方法に関する情報への要望は挙がらず、情報量を増やすことにより分かりづらくなる恐れ 	<ul style="list-style-type: none"> ムスリム消費者からは、個別原材料ごとの情報開示への要望は挙がらず、情報量を増やすことにより分かりづらくなる恐れ 																					

本事業の留意点を踏まえた「ムスリム以外への拡張性」とムスリム消費者が求める「分かりやすさ」を両立させた規格とすることを想定(上記のOption1とOption3の組み合わせ)

参考資料 3 - ハラル食品 / 認証規格の基礎情報

ハラール食品の生産方法 / 生産及び消費の現況

ハラール食品の生産方法*1

生産	原材料	<ul style="list-style-type: none"> ハラーム(イスラーム教における禁忌)とされる原材料全般の不使用
	中間投入物	<ul style="list-style-type: none"> 最終製品に残らないものも含め、製造工程でのハラームとされる成分の不使用*2
	食肉処理	<ul style="list-style-type: none"> 資格を有するムスリムによる、イスラーム式の食肉処理の実施
	加工	<ul style="list-style-type: none"> ハラール/ハラームの隔離によるコンタミの回避
保管・流通		

ハラール食品の生産及び消費の現況

ハラール認証取得企業数	<ul style="list-style-type: none"> ハラール認証取得済み / 検討中の企業数は約125社以上*3 ✓ うち約30社以上は認証取得済み 但し、認証発行実績を非公表としている認証機関も存在するため、正確な企業数は不明
(参考)ハラール関連市場規模	<ul style="list-style-type: none"> 国内ハラール市場全体で1,500億円前後の規模という推計値も*4

*1: 詳細な認定要件は個別ケースにより異なり、代表的なものを簡易的に記載した例である点に留意

*2: 動物由来の酵素(失活・除去されて製品中に残らない場合)や、香料を抽出するためのアルコール、砂糖のろ過に使用される牛・豚骨炭など

*3: 2014年末時点における一般社団法人ハラール・ジャパン協会の会員企業数。2012年末の6社、2013年末の46社より増加傾向

*4: 日経MJ(2015年2月23日)に掲載された推計値

ハラール認証規格の成文化の状況

国際規格

- CODEXにおいて、「ハラール」という用語の使用方法について一般的なガイドラインを規定
(General Guidelines for the use of the term “Halal”: 1997年)
 - 但し、用語の説明に留まった一般的なガイドラインであり、各国の宗教機関により「ハラール」の解釈は異なるとの注記つき
- イスラーム協力機構(OIC)がハラール認証規格統一化に向けた議論を進めているものの、未だ検討の途上
(次ページ参照)

国家規格 (海外)

- マレーシア政府がハラール認証規格を成文化(MS1500: 2000年、等)
- その他、インドネシアLPPOM-MUI等、民間の認証機関がハラール認証規格を成文化している事例もあり
 - 但し、「ハラール」の要件を人間が決めることは望ましくない等の理由から、成文化が行われていない国も多い

民間規格 (日本国内)

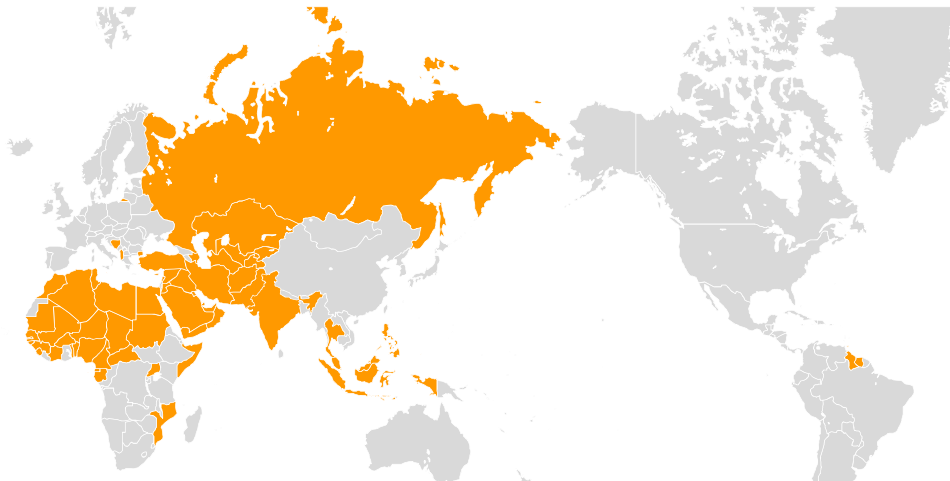
- 基本的には日本国内で成文化・一般公開されているハラール認証基準はなし
 - 但し、「ハラール認証ガイド」という形でハラール認証で求められる要件の概要を説明している事例はあり
(例: 宗教法人イスラミックセンター・ジャパン)

(参考) イスラーム協力機構(OIC)による認証規格の統一化の動向

イスラーム協力機構(OIC)の概要

OIC : Organization of Islamic Cooperation منظمة التعاون الإسلامي

- ✓ 1969～1972年まで行なわれたイスラーム首脳会議によって調印された「イスラーム会議憲章」に基づき、イスラーム世界の統一を目的に設立された機構(国連以外で最大の国際機関)
- ✓ 初代事務局長はマレーシアのアブドゥルラーマン氏(～1973年)、現10代目事務局長はサウジアラビアのアミン・マダーニ氏(2013年～)
- ✓ 本部はサウジアラビアのジェッダにあり、運営はサウジアラビアおよびパキスタンの影響力が強い傾向が指摘されている



■ : イスラーム協力機構(OIC)加盟国(57カ国 + オブザーバ5カ国*)

*オブザーバ国: ロシア、タイ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中央アフリカ、北キプロストルコ共和国

ハラール規格の世界規格化の動向

- OICの4つの常任委員会の1つであるCOMCEC (Committee for Economic and Commercial: 本部・議長国トルコ)において、現在、ハラール規格の世界標準化の議論が進行中
 - ✓ ハラール規格案は、OIC Standard Experts Group Halal Food (開催国・議長国トルコ)で企画(ドラフト作成国6カ国のうち1カ国がマレーシア;ドラフトにはトルコも参加)

2007

- COMCECにおいて、OIC Halal Food Standards (ハラール食品標準)作成の重要性を指摘

2009

- OIC Standard Experts Groupにおいて、OIC Halal Food Standardsのドラフト¹を作成
- 上記をCOMCECに提出するも批准されず

2010～

- COMCECにおいてHalal Food Standardsの批准に向け、継続検討中

2013末

- 聖地マッカを抱え、イスラーム世界に対して影響力の大きいサウジアラビアが批准

グローバルでのハラール認証基準の統一化には未だ時間を要すると想定されるものの、OICによるハラール認証規格統一化に向けた議論が加速している